

指名停止事業者一覧表

※下記に表示されていない場合、現在指名停止期間中の事業者はいません。

指名停止 適用中	称号又は名称	支店名	申請事業所住所	指名停止期間	月数	指名停止区分	指名停止の理由	登録名簿				
								工事	設計調査測量	土木維持管理	物品等	小規模
●	株式会社クリーン工房	本店	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 さい たま新都心LAタワー30F	令和8年4月27日 ~ 令和8年7月26日	3月	不正又は不誠実行 為	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。以上のことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。			○	○	
●	日本ハイウェイ・サービス株式会社	埼玉営業所	埼玉県さいたま市岩槻区平林寺西366-1	令和8年5月18日 ~ 令和8年11月17日	6月	独占禁止法違反	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。	○		○		